

第16 江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和3年8月25日(水)

招集場所 江府町役場1階防災会議室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(10人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	松本 良史	7番	遠藤 功
2番	船越 征子	8番	奥田 隆範
3番	本高 善久	9番	山本 信男
4番	加藤 直行		
5番	松原 憲治	11番	長尾 保
6番	梅田 茂		
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		竹内 求
	神庭 良昌		

欠席 農業委員(1人)・農地利用最適化推進委員(0人)

10番 中田 泰

職員及び関係者 局長 松原 俊二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農地転用事業計画変更申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

5番委員 松原 憲治

9番委員 山本 信雄

頂いております。こちらの農地の復元を含めて△月○までの予定でございましたけども、○○の○○が△月くらいまで○○○と、それによりまして最後の片づけ等の農地の復元も含めまして△月○までをお願い出来たら、と言う事で申請が出ているところがございます。現在該当の農地としましては9ページに航空図と、10ページには今現在の農地転用後の活用状況を図にしてもらっています。被害防除計画につきましては、従来どおりの流れで特に変更はないと言う事でございます。この度こちらの案件、緊急で、ぎりぎりになってしまったと言う一つには、こちらの該当農地の転用の一番最初が、平成△△年△月△△日に許可を頂いて始まっているところがございます。その当時は○○○工事と言う事で○○○○○○○○○さんと言う業者さんによりまして工事が進められたいたわけですが、工事の終わり頃になって○○○○さんが○○○を○○○○○で、引き続きこの農地をずっと転用されたていると言う事で、農地法で言いますと一時転用につきましては3年以内と言う条件がある訳でして、これの年数を越してしまう、今回変更を出させてもらおうと、延べ△年△カ月になってしまうと言う様なところから、県の方もこちらの届出につきまして、難色を示されたところがございます。そのやり取りの中で、12ページをご覧くださいませでしょうか。意見書(別紙)と言う形で付けさせてもらっておりますけども、県の方から指摘があった項目としましては、農業農振地域整備計画の達成に支障を及ぼさないと言う事が確約できますか、と言う3つの項目が示されたわけです。こちらの項目につきましては、実際こちらの○○が○○でございますけども、こちら△月△△日までと言う事でございまして、本年の営農に於きましては、こちらが延びる事によって影響はないという書き方と、復旧作業と言うのが本工事の契約日より△月△△日まで△月ほど延ばさせてもらうんですけども、この辺りが○○○、○○○が予想させると言う中で、天気を見ながらの復元作業をして頂きたいと言う旨があるものですから、その辺の天候を見ての△月△△までの転用申請と言う事で、今回変更申請と言う事が妥当であろうという風な書き方をさせてもらっております。2点目の条件と言う形で先方からございました。○○○○が現在の○○と○○○○○であり、○○○○○が一体的に実施されることがやむを得ないという風な要件が示されております。これについては、確かに先ほども言いました、部分的には○○○と○○○と言う形で分かれていますけども、○○○○○の中での一体とした○○の仕上げの部分、実際この度かまわれるところは、○○○が完成しないと、○○○○○が○○○あたりと言う事で、その場所が○○○が出来たことによって、やっと片付けられて○○できるという事から、これはやむを得ないのではないかという風な書き方で挙げさせていただきました。3番目では、○○○○○を実施するうえで当該場所、今申請を頂いておる農地でございますね、こちらを利用しなければ困難であると言う条件、こちらについては実際その周りの農地と言うのが、今現在水稻を作付けしておられまして、周辺での場所と言うのが新たに見つけると言うのは困難であると、また資材置き場等で引き続きその場所を使いたいと言う様な形で書いて、一応県の方に出させて頂いた結果、今朝正式にはこの内容であれば、出して頂いてもオッケーですと言う事で、今朝メールで頂きました。当初は一切受け付け出来ませんと言う事で、撥ねられたところがございますけども、○○業者の中でも○○○要素を持った○○であると言う様な事におきまして、この要件が満たされる様なのでうちから県に進達と言う形で送るんですけども、こちら受け付けは出来ますと言う事を頂いたもので、今日急遽お諮りをさせて頂くところがございます。以上でご

ざいます。

議 長： 以上提案説明を頂きました。質疑に入りたいと思います。皆様方から意見、質問のある方は挙手をお願いします。

本 高： はい。

議 長： はい、本高委員さん

本 高： 何分、私のところの地区の〇〇〇の様でございます。緊急を要する内容を今事務局長から説明を聞いて良く分かりました。私も現場は分かっているつもりでございますが、それでも一言私の方にも事前にお電話の一本でも頂いておれば掌握が出来た、周りの方とのトラブルはないと思いますけれども、こう言う経緯があると言う様な事もまた口添え頂ければ有難かったなと思います。以上でございます。

議 長： はい、本高委員さんのご意見に対して事務局長よりお願いします。

事務局： すみません、こちら情報の方怠っておりまして、ご迷惑をおかけしました。

議 長： その他ございませんか。これは所有者の同意と言うのは取ってある訳ですか。

事務局： そうです。所有者の方の申請も頂きました。

議 長： この度所有者の同意書と言うのは審議するうえで必要ないわけですか。

事務局： 同意書と言いますか申請書の方に貸し借り、〇〇〇〇さんが借人と貸人の方で一番最初に申し上げました、〇〇さん、〇〇さん、3名の方が連名で申請を頂くと言う、

議 長： 書面がありますか。

事務局： はい、持って来ましょうか。

議 長： 良いです。あれば、やっぱりこれだけ見ると所有権者が同意をしているのかどうか、延長について、わかりませんので、それを添付していただく必要があったのかなと言う風に思いますし、それからこの意見書と言うのは県に提出する意見書ですか。

事務局： そうです。

議 長： 県に提出する意見書ですね、これは全くイレギュラーなものです、で、県は今朝のメールで内諾をしてよと言う事で、今月差し迫っておりますが県の承認は得られると言う事ですね。

事務局： はい。一つは3年を超しますよねと言う事であっておりました。具体的にこの残りが8月19日ごろから始まっていたんですけども、そう言った中で、はい。

宇田川： そうすると、延長したのを各3人の承諾をもらったかどうか、会長が言われたように、もらったならもたただで延長した分の支払いだって、もちろん起きると思うんですよ、長くなるから、そういうものもきちんとされているうえでの延長なのかと。

本 高： すみません良いですか。知らなかったものでして、それからちょっと不安で、

宇田川： それは農業委員会として県から出たので、農業委員会にかけるけど良いでしょうかと言う事と、延びた時の使用料が出ますよね、それはいくらになりますよ、と言ったところまできちんとしておかないと、ただの延長でオッケーですよ、と言うのは権利者が一番なんで、その辺がどんなかなと思って。

議 長： ただこれ客観的に見て、契約書があって、△△月△△日まで変更するという風に契約書上はなっているんですね、ところがこの申請については、△月△△日まですると言う事で、それは今事務局長がおっしゃった様に、冬場を迎えるから長めに取っておくよと言う趣旨のことを言われたけども、△月△△日と言う期限が、事務局長が判断してそうされたのか、所有者との間でそういう文字がきちんと契約上落としてあるかどうかによって大きく違うと思うんですよ。作業の日程冬季に及ぶから、契約書の△△月△△日までを若干長めに取っておきましょうと言う、農業委員会が鉛筆を投げたらダメなんです。基本的には契約に基づくものですから、だから私は所有者の同意はありますか、その書面を出しておいてくださいと言う事で、その書面と△月△△日がマッチしないと、この△月△△日の期限延長と言うのは、私はちょっと理解が出来ない。だって契約書は△△月△△日までという風にきちんと書面でなっているんですもん、契約が、△月△△日はどの契約に基づいてこの日にちを入れられたんですか。と言う事です。

事務局： 申請書に基づいて日付の方も入れさせていただきました。

議 長： △月△△日、その申請書を見せて下さい。

事務局： はい。

本 高： 良いですか。大体この年末の際に田んぼに返すと言う事は出来るんですか。私もあまり知識がないもので、雪が降ったりすればとてもではないですけども。もちろん雪がない事もあつたりしますが、その辺の知識がないもので、諸先輩方の意見を聞きたいです。

議 長： 公共事業ですので。

宇田川： 大手だから除雪をしてでもするでしょう。

議 長： （契約書の確認）了解しました。今、農地転用事業計画変更申請書、△月△△日付で、原本です。業者と3名の権利者の署名捺印があります。この中の変更申請と言う事で、号番4に変更前、許可日から令和△年△月△△日まで、後、変更後、許可日から令和△年△月△△日までとすると言う事で、双方が書面で合意をしておりますので、私が申し上げたところは、これでクリアー出来ると思います。ただ申請段階ではこの申請書がついていたんです。だから今回も申請書を議案の中に添付していただいて、それで両者の契約書と書かれている条件がきちんと整理できているかを確認すべきだったと思っておりますので、私の懸念はこれによって証明されたと思います。良いと思います。それから本高委員さんの耕作地への復元は、私現場を直接見たわけではありませんが、事務局の話聞けば〇〇〇の上の方の転用が切れた後には、業者の方が責任をもって、見違える様な耕作地に復元をして、所有者にお返しになったっていると言う、そういう事例を現場は見えていませんが、確認をしておりますので、公共事業の場合はその辺もきちんと責任をもって復元してお返しになるのではないかなという風に思っております。

本 高： ありがとうございます。

議 長： その他、いかがでしょうか。無いようですので、質疑を打ち切り、採決を取らせて頂きます。議案第1号、農地転用事業計画変更申請につきまして、原案賛成の委員の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので本案は原案とおりの決定をいたしました。議事は終了しましたので、その他について事務局より説明をお願いします。

事務局： はい、それではその他です。次回の農業委員会総会は、9月8日水曜日、午前9時から、会場はこちらの1階、防災会議室、こちらで行います。時間も9時からと、30分繰り上げさせて頂いております。次回の農地相談会でございますが、8月の総会の時に了解を頂いておりますが、9月16日木曜日、会場はこちら役場1階相談室2の方で、時間は1時30分から3時30分まで、中田委員さんと長尾委員さんにお世話になります。先般8月22日、農地相談会、日曜日でございましたけども、試験的に日曜日をさせて頂いていただきました。遠藤委員さん、山本委員さんお世話になりました。こちらのご利用は残念ながらなかったです。こちらの広報的な不足と言う事もあったかもしれませんが、今度10月にもう一度日曜日を計画しておりますので、この辺りは広報的なものをもうちょっと強化をして、という風に考えております。以上です。

議 長： はい、その他皆さんの方から何かありませんか。急な総会になって大変申し訳ございませんでした。以上を持ちまして総会を終了させて頂きます。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 5番委員

署名委員 9番委員